

都市計画施設等の区域内における建築について (都市計画法第53条第1項許可)

【1】都市計画法第53条

豊中市において、都市計画道路や都市計画公園などの都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとする建築主等は、都市計画法第53条の規定に基づき市長の許可を受けなければならないことになっています。

ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

- (1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転
- (2) 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為

【2】許可について

都市計画法における第54条の基準に該当する場合に許可を行うほか、次に掲げる建築物を建築する場合、豊中市では「都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱い要綱」により、許可することができることとしています。

「都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱い要綱」(抜粋)

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであり、円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれのないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が三であり、かつ地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できるなど、設計上の配慮がなされていること。

【3】建築基準関係規定

建築基準法施行令第9条第1項第12号では、都市計画法第53条第1項などの建築基準関係規定が定められており、建築確認申請等を行う場合には、都市計画法第53条による許可が必要であると定められています。

【4】その他

- ・上記の許可は、都市計画法第53条に関するもので、建築確認申請とは審査内容が異なります。
- ・申請書の受付から許可まで約3週間の審査期間を要します。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 開発審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2425